爱知果公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

条 例

○愛知県議会委員会条例の一部を改正する条例

第52号

(議事課)

1

本号で公布された条例のあらまし

◇愛知県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 委員長は、重大な感染症のまん延又は大規模な災害の発生等により、委員会を招集する場所に参集する ことが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通 話をすることができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させ ることができるものとし、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

愛知県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和1年十月十四日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県条例第五十二号

愛知県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛知県議会委員会条例(昭和三十一年愛知県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

国次中「第十一条(招集)」を 「第十一条の二(出席の特例)」 に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(出席の特例)

させることができる。 ることができる方法によつて、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をす風その他の大規模な災害の発生等により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員第十一条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は地震、台



令和2年10月14日	水曜日	愛知県公報	号外第13号

- ない。2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければなら
- ものとみなす。 決)及び第二十六条第一項(記録)の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席した3 第一項の規定により委員会に参加した委員がある場合における次条、第十三条第一項(表

三 强

この条例は、公布の日から施行する。